

群馬県結婚・子育て応援ポータルサイト「ぐんまスマイルライフ」広告掲載要領

(趣旨)

第1条 この要領は、群馬県広告掲載要綱第7条に基づき、群馬県（以下「県」という。）が運営するホームページ「群馬県結婚・子育て応援ポータルサイト ぐんまスマイルライフ」（以下「ポータルサイト」という。）への広告の掲載（以下「広告掲載」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の種類)

第2条 ポータルサイトに掲載する広告は、バナー広告とする。

(掲載可能な広告の範囲)

第3条 広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、広告掲載の対象としない。

- (1) 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中の者
- (2) 法律、法律に基づく命令、条例及び規則等に違反している者
- (3) 県の入札参加資格において指名停止措置を受けている者
- (4) 暴力団又は暴力団の構成員その他これらに準ずる者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、広告主とすることが適当でないと認められる者

2 掲載可能な広告は、県行政の公共性及び信頼性を損なうおそれがなく、かつ、県民に不利益を与えないものとし、その内容が次の各号のいずれかに該当又は該当するおそれがあるときは広告掲載の対象としない。

- (1) 法令に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 政治活動、宗教活動、社会問題、意見広告、個人宣伝に係るもの。
- (4) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、ポータルサイトに掲載することが適当でないと県が認めるもの。

(不適切サイトへのリンク規制)

第4条 次の各号のいずれかに該当するサイトは不適切サイトと見なし、ポータルサイトからはリンクを設定しない。

- (1) 第3条に掲げる広告主及び広告内容の制限に該当する内容のサイト
- (2) いわゆる「出会い系」サイト
- (3) 専ら、投稿、書き込み、ファイル交換を目的とするサイト
- (4) 海外に所在するサーバに置かれたサイト
- (5) ウィルス感染対策や不正アクセス対策が不十分なサイト
- (6) 閲覧者の意思に反した動きをしたり誤解を与えたりするおそれのあるサイト
- (7) 前各号のサイトへのリンクがはられたサイト

(広告掲載の場所、表示方法及び規格等)

第5条 広告掲載の場所、位置、枠数及び表示方法等は、別表1のとおりとする。

2 広告の規格及び仕様については、別表2のとおりとする。

(掲載料)

第6条 広告掲載に係る掲載料（以下「広告掲載料」という。）については、別表3のとおりとする。

2 広告掲載料は、県が指定する期日までに、県が指定する方法により広告主が一括納付するものとする。

(広告掲載の期間)

第7条 広告を掲載する期間（以下「広告掲載期間」という。）は、月単位とし、最長で広告掲載の始期が属する年度の3月31日まで掲載することができるものとする。

2 広告掲載期間は、原則として、その始期を月のはじめの日とし、終期を月の終わりの日とする。ただし、県が認めた場合は、この限りでない。

(広告掲載の募集)

第8条 広告掲載の募集は、「群馬県ホームページ」及びポータルサイトにおいて行うものとする。

(広告掲載の申込)

第9条 広告掲載を希望する者（以下「広告掲載希望者」という。）は、「群馬県結婚・子育て応援ポータルサイト ぐんまスマイルライフ 広告掲載申込書（以下「申込書」という。）」（別記第1号様式）により、広告掲載を希望する始期の日の2週間前までに、県に申し込むものとする。

2 前号の申し込みを行う者のうち、群馬県内に本支店又は営業所等を有する者については、申込書に群馬県内の行政県税事務所が発行する完納証明書(本書提出日から3箇月以内に発行されたものとする)を添付するものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 県は、前条の規定による申し込みがあったときには、申し込みを受け付けた日の順に、第3条及び第4条の規定に基づき広告掲載の内容等詳細を審査した上、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 県は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、「群馬県結婚・子育て応援ポータルサイト ぐんまスマイルライフ 広告掲載（不掲載）決定通知書（以下「決定通知書」という。）」（別記第2号様式）により、その結果を広告掲載希望者に対し通知する。

3 県は、広告掲載を可とするとき、広告主に対し第7条の規定の範囲内で広告掲載期間を定めることができるほか、必要に応じて、広告主に広告掲載に係る条件を付することができる。

4 前号に該当する場合、県は決定通知書にその旨を記載し、広告主に通知するものとする。

(広告原稿の作成及び提出)

第 11 条 広告主は、県が指定する期日までに、県が指定する場所に広告原稿を提出するものとする。

2 広告原稿は、原則として、広告主の責任及び負担において作成しなければならない。

(広告掲載に係る作業)

第 12 条 当該月分の広告掲載に係る作業は、前月末日(ただし、その日が休日に当たる場合はその前日)に県が行う。

2 広告主は、広告掲載に係る作業の日及び時間を指定することができない。

(広告掲載の取り消し)

第 13 条 県は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定する期日までに広告原稿の提出がないとき。

(3) 広告主が第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(4) 広告掲載の内容が第 3 条第 2 項各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(5) リンク先の内容が第 4 条各号のいずれかに該当するに至ったとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、広告掲載が適切でないと県が認めるとき。

(広告掲載の取り下げ)

第 14 条 広告主は、自己の都合により広告を取り下げようとするときは、書面により県に申し出なければならない。

2 前項の規定により広告掲載を取り下げた場合における納付済みの広告掲載料は、返還しない。

(広告掲載期間の延長)

第 15 条 広告主の責に帰さない理由により、ポータルサイトに広告を掲載できなかったときは、掲載できなかった日数に応じて、広告掲載期間を延長する。ただし、広告を掲載できなかった日数が 31 日未満の場合は、掲載期間の延長は行わない。

(広告掲載期間の更新)

第 16 条 広告掲載期間の自動的な更新は行わない。

2 広告掲載期間が終了してもなお、継続して広告の掲載を希望する場合は、広告主は新たに申込書を県に提出しなければならない。

(広告掲載料の返還)

第 17 条 広告主の責に帰さない理由により、広告掲載を取り消したときは、納付済みの広告掲載料は、当該広告主に返還する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、広告掲載を取り消した日の翌月から広告掲載期間の終期の日までの月数で月割り計算した額とする。

3 前2項の規定により返還する広告掲載料には利子を付さない。

(広告主の責務)

第18条 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、第三者から広告掲載により損害を被ったという請求がなされた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。

(リンク先の変更)

第19条 広告主は、広告のリンク先を変更しようとするときは、変更しようとする日の7日前までに県に申し出るものとする。

(その他)

第20条 広告掲載にあたっては、この要領に定めるもののほか、「群馬県広告掲載要綱」及び「群馬県広告掲載基準」に基づき行うものとする。

附 則

この要領は、平成30年3月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年2月22日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年2月21日から施行する。

別表 1 (第 5 条第 1 項関係)

広告掲載する場所	位置	広告枠数	表示方法
ポータルサイトトップページ	<ul style="list-style-type: none"> ・ P C 版、スマートフォン版ともに、フッター上部とする。 	8 枠	<ul style="list-style-type: none"> ・ スマートフォン版については、画面上の表示は 1 枠とし、1 枠を超える広告掲載がある場合は、スライダー機能により全ての広告を循環表示させる。
以下の分野別トップページ <ul style="list-style-type: none"> ○ 出会い・結婚 ○ ぐーちょきパスポート ○ ぐんま結婚応援パスポート 	<ul style="list-style-type: none"> ・ P C 版については、表示画面左部のサイドメニューの下部とする。 ・ スマートフォン版については、各ページのフッター上部とする。 	分野別に 各 5 枠 (計 15 枠)	<ul style="list-style-type: none"> ・ スマートフォン版については、画面上の表示は 1 枠とし、1 枠を超える広告掲載がある場合は、スライダー機能により全ての広告を循環表示させる。
<p>(留意事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ スライダー機能は、概ね 3 秒ごとにバナーが遷移する方法とする。 ・ P C 版とスマートフォン版とで表示される広告は同数・同一であり、どちらか一方にのみの広告掲載は認めない。 ・ リンクは、同一ウインドウ内での遷移とし、別ウインドウでの表示はしない。 ・ 広告の掲載順については、県が月ごとに変更することができるものとする。 ・ ポータルサイトのリニューアル等により、本表に記載の内容は変更される場合がある。 			

別表 2 (第 5 条第 2 項関係)

規 格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広告に使用する画像は、225×70 ピクセルとし、概ね 100KB 以下の gif、jpg 又は png に限る。
仕 様	<ul style="list-style-type: none"> ・ リンク先は、広告主が指定すること。 ・ バナーは、広告主が作成すること。 ・ 県がバナーの修正を求めた場合は、広告主は速やかにこれに応じなければならない。 <p>(禁止事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ファイルサイズが 100KB を超える広告 ・ 動画による広告、画像・文字が形や位置を変える広告、点滅する広告 ・ リンク先が判然としない表現

別表 3 (第 6 条第 1 項関係)

広告掲載料	<p>1 枠 3, 000 円 (1 月あたり、消費税及び地方消費税の額を含む)</p> <p>※ 掲載開始が月の途中の場合であっても、支払上は「1 月」として計上し、広告掲載料の日割りはしない。</p>
-------	--